

令和7年度国民健康保険税率等のお知らせ

課税額は世帯の加入被保険者数、所得状況等により異なります。6月中旬にお送りする納税通知書でご確認ください。

■令和7年度 滝川市国保税率等

区 分	医療保険分 (すべての加入者)	後期高齢者支援金分 (すべての加入者)	介護保険分 (40歳以上65歳未満)
所得割率(基準総所得金額に対して)	9.1%	2.8%	2.3%
均等割額(加入者1人当たり)	23,100円	6,600円	12,000円
平等割額(1世帯当たり)	23,100円	6,600円	—
課税限度額	66万円	26万円	17万円

※地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分・後期高齢者支援金分の課税限度額を上記のとおり見直します。

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

基準総所得金額＝前年の総所得金額－基礎控除額最大43万円

※未就学児の均等割額は半額になります。

■国保税の軽減措置について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が一定以下の世帯は、均等割および平等割の税額が軽減されます。

区 分	改正前	改正後
7割軽減 判定基準額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下	変更なし
5割軽減 判定基準額	43万円 + (29万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下	43万円 + (30万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下
2割軽減 判定基準額	43万円 + (54万5千円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下	43万円 + (56万円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下

※地方税法施行令の改正に伴い、軽減判定基準額について上記のとおり見直します。

※令和7年1月1日時点で、満65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)の年金所得がある方については、上記基準額に最大で15万円上乗せされます。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

①給与等の収入金額が55万円を超える方

②公的年金の収入金額が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円(15万円特別控除を含む)を超える方

○保険税額のモデルケース

計算例① 軽減がない世帯

【世帯主】国保・45歳
給与所得 280万円
基礎控除後 237万円



【妻】
国保・42歳



【子ども2人】
国保・3歳
国保・8歳



●軽減判定
世帯の合計所得280万円
→軽減判定基準を超えるため
『軽減なし』

●税額の計算

①医療分 $[237万円 \times 9.1\%] + [23,100円 \times 3人] + [11,550円 \times 1人] + [23,100円] = 319,600円$ 国保税年税額
②後期支援金分 $[237万円 \times 2.8\%] + [6,600円 \times 3人] + [3,300円 \times 1人] + [6,600円] = 96,000円$ → (①+②+③)
③介護分 $[237万円 \times 2.3\%] + [12,000円 \times 2人] = 78,500円$ = 494,100円

計算例② 2割軽減該当世帯

【世帯主】国保・73歳
年金所得 90万円
基礎控除後 47万円



【妻】国保・72歳
年金所得 60万円
基礎控除後 17万円



●軽減判定 ※65歳以上の年金所得は1人最大15万円を控除
世帯の合計所得120万円
→43万円 + (56万円×2人) + {(2人－1)×10万円} 以下
『2割軽減該当』

●税額の計算

①医療分 $[64万円 \times 9.1\%] + [23,100円 \times 2人 \times 0.8] + [23,100円 \times 0.8] = 113,600円$ 国保税年税額
②後期支援金分 $[64万円 \times 2.8\%] + [6,600円 \times 2人 \times 0.8] + [6,600円 \times 0.8] = 33,700円$ → (①+②) = 147,300円

※それぞれ100円未満切り捨て

問合先 保険医療課 Tel.28-8016